

採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部を改正する政令案の意見公募の結果について

令和6年9月4日
内閣官房内閣人事局
人材確保担当

標記について、令和6年7月5日から令和6年8月5日までの間、広く国民の皆様から御意見を募集したところ、3件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見と、御意見に対する考え方を取りまとめましたので、次のとおり報告いたします。

※ほかに本意見募集とは直接関係のない御意見（1件）がありました。

本政令については、意見公募した案に基づいて定められ、本日公布され、令和6年12月1日に施行されます。

NO.	意見提出者	御意見／御意見に対する当局の考え方		提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	—	御意見	<p>物理を削除することにより試験難度の低下が見込まれ、人材確保レベルに悪い影響を齎すことが危惧される。</p> <p>削除する理由が「必要としなくなったから」ということでは理由が弱く、どんな分野でも基礎理論を知ると知らないでは大きな隔たりがある。</p> <p>なお、一般的な素養で物理を出題するなら不問であるが、その際には物理学を含むという明記が必要であろう。</p>	無
		当局の考え方	<p>海上保安庁は、海洋情報業務として、我が国の海洋権益の確保等の様々な目的のため、海図等の水路図誌の作製・刊行、水路通報等による情報提供等を実施しており、海図作製及びこれに伴う水路測量には専門的な知識・技術が必要なことから、「国際水路測量技術者資格B級（国際B級）」の国内唯一の養成施設である海上保安学校海洋科学課程において、当該専門能力を有する職員を養成しております。</p> <p>一方、近年の水路測量機器の高機能化により、調査データ分析の際の物理学の知識の必要性が低下しており、加えて、国際B級認定基準が改訂され、同基準において求められる</p>	

			<p>物理学の知識レベルは初級レベル（中学の物理から高校の物理基礎に相当）となりました。</p> <p>このように、実務において必要とされる物理学の知識レベルが低下していることに加え、令和6年度から同課程のカリキュラムを見直し、個々の学生の理解度に応じた学習指導を行うことで、採用後の課程において物理学を習熟させることが可能となっております。</p> <p>以上を踏まえ、物理については必ずしも採用試験で能力実証を行う必要がなくなったため、同試験により確保すべき人材に関する事項から削除することといたしました。</p>	
2	—	御意見	<p>改正案に反対です。</p> <p>改正案の概要では、一般職の国家公務員（大卒程度）にふさわしい知識等を備えている者を教養の有無を通じて能力を検証することにより確保するとあります。</p> <p>しかし、「教養の有無」は、従来の試験科目でも測定しているはずで（でない、教養のない人間が国家公務員試験に合格していることになる）。</p> <p>とすると、この「教養」という試験では、専門知識のない教養だけある人が合格することとなり、従来と比べて事務処理能力が劣る人間が合格者となり、行政サービスの質が低下します。</p> <p>そもそも「大卒程度」を対象にする試験なのですから、最低限の専門知識を身に付けているのが当然ですし、国民も専門知識があることを期待しています。</p> <p>内閣人事局は、人事院と手を組んで、国家公務員試験が不人気であることの対策として、試験科目を減らして試験を簡単にする手段をとっていますが、これは、国家公務員の質の低下を招き、本末転倒です。</p> <p>残業地獄・パワハラ放置・年功序列など若くて優秀な者にとって劣悪な国家公務員の職場環境を改善することをしないで、国家公務員試験のレベルを簡単にして受験者数を増やすという安直な手段をとることは、日本の国力が衰え、行政サービスを低下させる「百害あって一利なし」のとんでもない政策です。</p>	無
		当局の考え方	<p>一般職試験（大卒程度試験）は、国家公務員法に基づき、定型的な事務をその職務とする係員の官職を対象として実施しており、同試験において確保すべき人材に求められる一定程度の政策の企画立案能力は、人事院規則の改正により新たに実施する一般教養論文試験（仮称）において一般的な教養を問うことにより検証可能と考えております。ここでいう一般的な教養とは、一定の知識をベースとして、一定の教育を受けて初めて備えうる、社会の責任ある構成員として備えているべき人間性や知性等を意味しており、これらを検証する試験を通じて、多様で有為な人材の確保を図ろうとするものです。あわせて、同試験において確保すべき人材に求められる能力として「課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力」も掲げており、当該能力については、人事院規則の改正により新たに実施する課題対応能力試験（仮称）において検証される予定です。</p> <p>上記を通じて、対象官職に必要な能力を総合的に検証することが可能と考えております。</p>	

3	—	御意見	<p>採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部を改正する政令案についてですが国家公務員となる人は知識だけではなく教養も必須だと私も前々から思っていたので政令の改正は必要だと思います。</p> <p>試験に「一般的な教養」は必要です。</p> <p>海上保安学校学生の知識レベルも変化しているので、必要とない「物理」の項目を削除するのも良いと思います。</p> <p>あくまで現在に要する能力及び教養について試験項目に加える方が必要ですしより良い人材確保にも繋がると思われます。</p> <p>政令案も常に時代に則した不断の改正や見直しが必要だと思われます。</p>	無
		当局の考え方	<p>本改正案に対する賛同意見として承ります。</p>	

○提出意見数：3件